

消費者だより 第1号

発行：2021（令和3）年10月11日 発行者：兵庫県弁護士会阪神支部消費者保護委員会

兵庫県弁護士会阪神支部消費者保護委員会はこのたび、市民の皆様への消費者トラブルに関する情報提供の場として「消費者だより」を発行するはこびとなりました。消費者トラブルは日々の生活の中で発生します。正しい法律知識を得て、消費者トラブルに巻き込まれないようにしましょう！

第1回 結婚式のキャンセル料について

新型コロナウイルスの影響で結婚式を延期したりキャンセルをした際、

- ・ 式場から延期料やキャンセル料を請求されたけど支払う必要があるの？
- ・ このキャンセル料金は高すぎると思うんだけど・・・

といった相談が、昨年の緊急事態宣言以降、増えています。

コロナ禍で、式場側も大変。

でも、延期料やキャンセル料を支払う必要はあるのでしょうか？



結婚式をキャンセル・延期したら、高額な解約料を請求された！どうしよう？



○ 契約書（約款）をチェックしよう！

まず契約書（約款）に利用者の都合による延期や、キャンセル料について決まりがあったとしても、そもそも、現在のような感染症の蔓延などで結婚式の開催が難しくなってしまった場合は、「不可抗力」による延期・契約解除として、延期料やキャンセル料の決まりは適用されないと考えられます。

○ 「不可抗力」による延期・解除って、どういう場合？

民法536条1項により、当事者双方の責任ではない理由（感染症の蔓延）によって、債務を履行することができない（結婚式を開催できない）ときは、反対給付の履行（代金の支払）を拒むことができると考えられます。

他にも気になる！こんなことあんなこと



○ コロナ禍は「不可抗力」と言えるのでしょうか？

緊急事態宣言下では、結婚式の開催は困難と考えられます。また、緊急事態宣言が発出されていなくても、密を避けるために多人数で集まることをやめたり、外出を自粛するように、国から要請がなされるなどしています。その時の状況によっては、結婚式の延期やキャンセルは、双方（結婚式場・結婚式をする人）に責任のない事情と言える可能性があります。

○ 契約書（約款）に、「不可抗力であるかどうかに関わらず、延期料・キャンセル料を支払うように」という規程があれば、従わないといけないのでしょうか？

「どういった事情があるかに関わらず、利用者がキャンセル料や延期料を支払う」という取り決め（契約）は、消費者契約法10条が定める「消費者（利用者）の利益を一方的に害する条項」にあたるとして無効となる可能性があります。

○ 「不可抗力」とまでは言えない場合、式場の請求する延期料・キャンセル料が高額であっても支払わないといけないのでしょうか？

消費者契約法9条1項により、同様の状況で、契約解除等での「平均的な損害額」を超える金額は、消費者（利用者）に請求できないと考えられます。（あまりにも高額なキャンセル料金を請求された場合は、そもそも支払わなくてよい可能性があります。）

困った時は兵庫県弁護士会阪神支部へ！

兵庫県弁護士会阪神支部は芦屋市・尼崎市・西宮市に事務所がある弁護士の所属団体です。

お困りごとはお気軽に、兵庫県弁護士会阪神支部併設の阪神法律相談センターまでご相談ください。

〒660-0052 兵庫県尼崎市七松町1丁目2番1号フェスタ立花北館5階

☎06-4869-7613（原則予約制・有料相談：30分 5,500円）

